

地域密着型通所介護重要事項説明書 〔令和8年8月1日現在〕

1 概要

事業所名	デイサービスであいの華			
所在地	福岡市城南区東油山6-5-33			
介護保険指定番号	地域密着型通所介護事業 事業所番号 4071102257			
サービス提供地域	福岡市城南区・南区・中央区 ※こちらの地域以外の方でもご相談ください。			
営業時間	月～土 午前8:00～午後18:00 年末年始休暇(12/31～1/3)			
サービス時間	午前8:30～午後16:30			
	資格	常勤	非常勤	計
管理者	看護師	1名	0名	1名
生活相談員	介護福祉士・実務者研修修了者	2名	0名	2名
看護師	看護師・准看護師	1名	1名	2名
介護職員	介護福祉士・実務者研修修了者	2名	0名	0名
認知症研修修了者	認知症実践者研修等修了者	3名	0名	3名

(事業計画及び財務内容について)

事業計画及び財務内容については、利用者及びその家族にとどまらず全ての方に対し、求めがあれば閲覧することができます。

2 サービス内容

地域密着型通所介護計画に沿って、送迎、食事の提供、入浴介助、機能訓練、アクティビティーその他必要な介護等を行います

(虐待の防止)

利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、次の措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置。

(感染症対策)

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとします。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ります。

- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

(非常災害対策)

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとしします。

- (1) 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- (2) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- (3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。
事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとしします。

(秘密保持)

事業所及びその従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。

- 2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持する旨に従業者との雇用契約の内容としします。
- 3 サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、利用者又はその家族の同意をあらかじめ文書で得ておくものしします。

3 利用料金

(1) 利用料

指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、別表のとおり厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。ただし、介護保険法第49条の2に規定する要介護被保険者は、その2割の額とする。また、介護保険法第49条の2第2項に規定する要介護被保険者は、その3割の額とする。金額・加算については別表に定めます。

- (2) 介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

○自費をいただくもの（介護保険適用外）

食材料費用		400 円（ソフト食・弁当 430 円）
おやつ代		50 円
オムツ		実費
洗濯代		20 円／回
弁当		30 円

その他必要なもの		実費
----------	--	----

(2) 交通費

通常の事業の実施地域を越える場合の交通費をいただきます。(当社規定))

(3) キャンセルについてはキャンセル料はいただいておりませんが、送迎の都合がございますのでお約束の時間の1時間前までにご連絡ください。

(連絡先：であいの華 TEL092-213-0006)

(4) 料金の支払方法

毎月12日までに当月分の料金を請求いたしますので、25日までにお支払いください。お支払い方法は、原則銀行引き落としとさせていただきます。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずはお電話などでお申し込みください。当社職員がお伺いいたします。通所介護計画作成と同時に契約を結びサービス提供を開始します。

※居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

① お客様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出ください。

② 当社の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービス提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月までに文書で通知いたします。

③ 自動終了（以下の場合は、双方の通知がなくても自動的にサービス終了します）

- ・ お客様が介護保険施設に入所した場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当〔自立〕と認定された場合

※この場合、条件を変更して再度契約することができます。

- ・ お客様が亡くなられた場合

④ その他

- ・ 当社が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当社が破産した場合、お客様は文書で解約を通知することによって即座に契約を解約することができます。
- ・ お客様が、サービス利用料金の支払いを2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払わない場合、またはお客様やご家族の方などが、当社や当社のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、当社により文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。
- ・ 風邪、病気等の際はサービスの利用を見合わせて無理な利用はお断りする場合がございます
- ・ 当日の健康チェックの結果体調が悪い場合、サービスを変更または、中止することがあります。
- ・ ご利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。その場合ご家族に連絡の上、適切に対応します。
- ・ 他の利用者の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症）が明らかになった場合、

速やかに事業所に申告してください。

6 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

7 事故発生時の対応方法

サービスの提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者のご家族、利用者に係わる居宅介護支援事業者（介護予防にあつては地域包括支援センター）等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものと致します。

8 サービス内容に関する苦情

● 弊社お客様苦情相談窓口

苦情相談窓口担当	三槻 鈴代
受付日	月曜日～土曜日
受付時間	午前8：30～午後5：30

● その他

福岡市南区福祉・介護保険課	電話：092-559-5125
福岡市城南区福祉・介護保険課	電話：092-833-4105
福岡市中央区福祉・介護保険課	電話：092-718-1102
福岡市早良区福祉・介護保険課	電話：092-833-4355
福岡県国民健康保険団体連合会 介護保険課	電話：092-542-7859

●当事業所は第三者評価は実施しておりません。